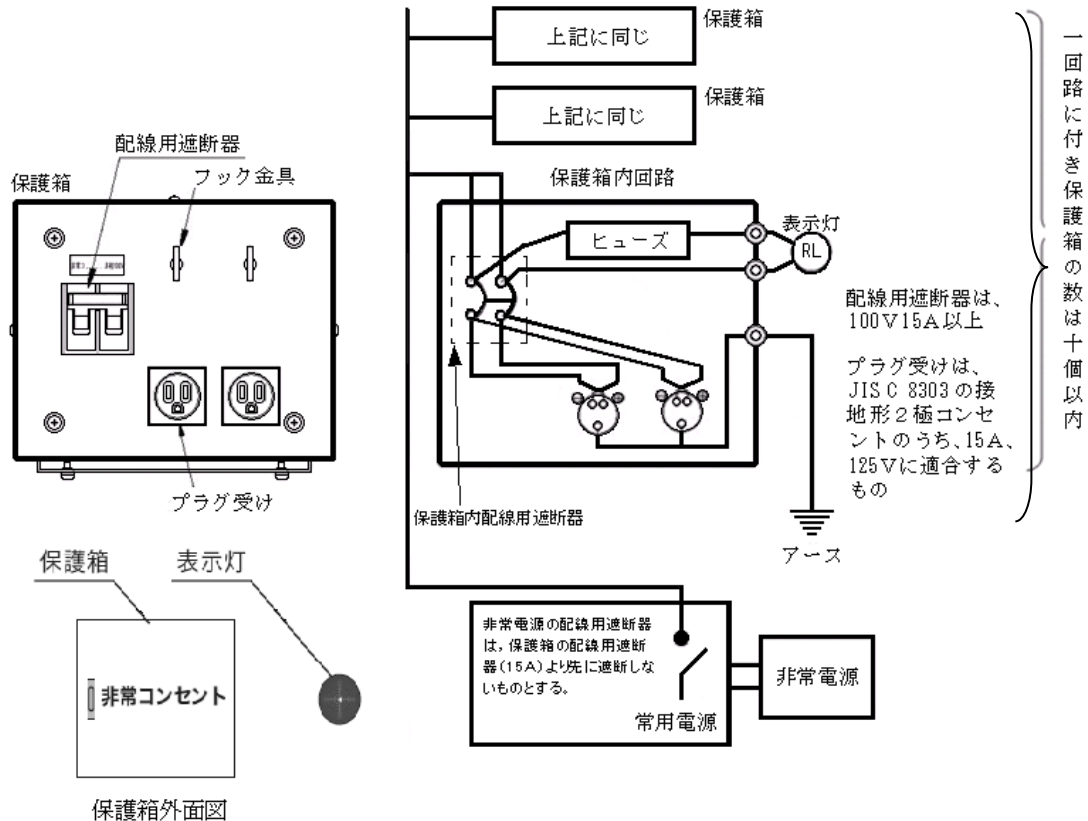


第22 非常コンセント設備

非常コンセント設備は、電源、配線、非常コンセント、表示灯等から構成され、消火活動上必要な施設の一つであり、火災発生時にも電源供給ができるよう設けられている。

1 設備の概要（系統図による設置例）



第22-1図

2 設置位置等

設置位置等は、令第29条の2第2項の規定によるほか、次によること。

(1) 建築物の階数

令第29条の2第1項第1号に規定する非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基令第2条第1項第8号の規定によるものであること。

(2) 設置位置

① 建物の構造上、令第29条の2第2項第1号の規定によりがたい場合は、次のいずれかの場所に設けること。

ア 常時開放された廊下等で、かつ、各階の階段部分の出入り口から概ね2m以内であること。

イ 建築構造上、各階の階段室等に設けることが困難な場合は、10階と11階の間踊り場からとすることができる。

② スキップ型及びメゾネット住宅等の共同住宅の非常コンセントは、共用廊下のある階のみに設け、他の階について設けないことができる。

なお、11階建ての共同住宅において、11階に共用廊下がない場合は、10階に非常コンセントを設け、11階の各部分を警戒すること。また、共用廊下等の非常コンセントは、次によること。

ア 階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーに設けること。

イ 防火対象物の各部分から一つの非常コンセントまでの歩行距離が、50m以下となるように設けること。

③ X階段（ダブル階段）に対する非常コンセントは、両方の階段踊り場に設置すること。

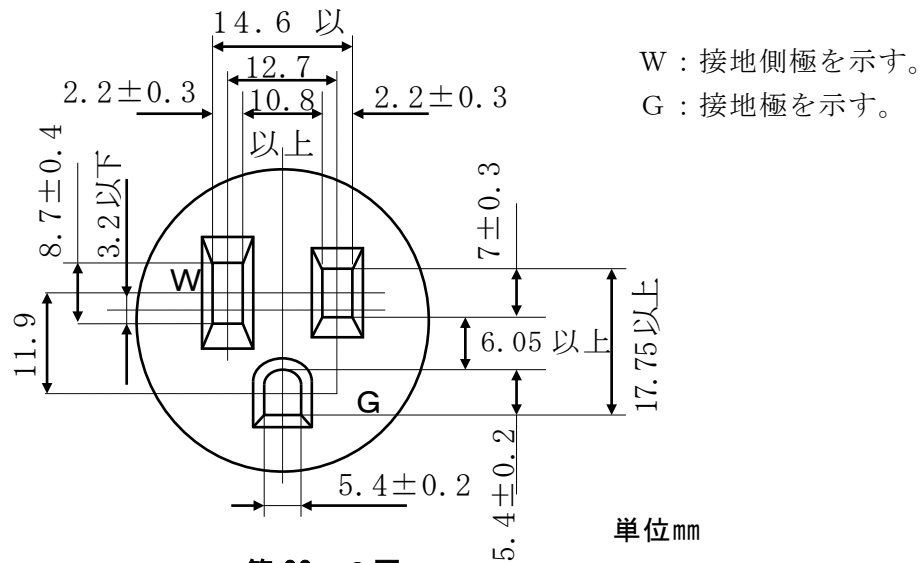
☞ i

ただし、各階の共用部を通じて両階段を行き来できる場合はこの限りでない。

3 非常コンセント

非常コンセントは、次によること。

(1) プラグ受けは、JIS C 8303 の接地形 2 極コンセントのうち定格が 15A、125V に適合するもので、極数及び極配置は、第 22-2 図によること。



第 22-2 図

(2) 一の保護箱内には、前(1)のプラグ受けを 2 個設けること。☞ i

この場合、規則第 31 条の 2 第 6 号ただし書きで規定する非常コンセントの数は保護箱の数とする。

4 接地

前 3 のプラグ受けの接地極は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 10 条及び第 11 条に基づく D 種接地工事（以下「D 種接地」という）とすること。

5 保護箱 ☞ i

保護箱は、次によること。

(1) 保護箱は、火災の影響を受けるおそれの少ない場所（前 2.(2)の部分）に設けること。

それ以外の場所に設置する場合は、耐火構造の壁等に埋め込むか又は「配電盤及び分電盤の基準」（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）第 3.1.(2)に準じたものを設けること。

※ 消防庁告示第 10 号) 第 3.1.(2)による同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料は、JIS A 5430 ケイ酸カルシウム板とする。

(2) 大きさは長辺 25 cm 以上、短辺 20 cm 以上とすること。

(3) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ 1.6 mm 以上の鋼製のものとすること。

- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。
- (5) 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。
- (6) 保護箱内には、D種接地を施すこと。
- (7) 屋外等に設ける場合は、防水及び防食等の措置を講じること。

6 電源及び配線方法

規則第31条の2第5号及び第6号の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源は、交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を非常コンセント設備の電源と共用する場合で、これにより非常コンセント設備に障害を及ぼすおそれのないときは、共用することができる。
- (2) 前(1)回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。☞ i
- (3) 開閉器等の見やすい箇所に、非常コンセント設備専用である旨を表示し、容易に遮断されないための措置を講じること。☞ i
- (4) 非常コンセントには、配線用遮断器（容量は100V、15A以上）を保護箱内に設けること。
- (5) 非常電源の配線用遮断器は保護箱の配線用遮断器より先に遮断しないようにすること。
☞ i
- (6) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものをを用いること。☞ i
- (7) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。☞ i

7 幹線容量

- (1) 幹線容量は、一の回路につき、100V、15A以上の容量を有効に供給できるものとする。
- (2) 幹線容量は電圧降下を考慮し、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の2%以下となるように算定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。
- (3) 幹線に用いる電線は、非常電源の配線用遮断器の容量を有効に供給できるものとする。

8 非常電源回路の配線

非常電源回路の配線は次によること。

- (1) 規則第31条の2第8号に規定する非常電源回路の配線は、第3非常電源により設けること。
- (2) 非常コンセント設備の非常電源において、省令40号特定共同住宅にあつては、次の①から④の基準に適合することにより、令第32条を適用し、則第12条第1項第4号に規定する非常電源として取り扱うことができる。
なお、法第17条の3の2及び第17条3の3に基づく届出は、非常電源専用受電設備に準じて行うものとする。
- ① 高圧受電設備又は配電盤等に非常コンセント設備専用の配線用遮断器を設け「非常コンセント」と表示するとともに、当該配線用遮断器には、容易に遮断できない措置を講じること。

- ② 高圧受電設備又は配電盤等及び一次側配線（引込みから高圧受電設備又は配電盤等までの配線）は10階未満の階に設けること。
- ③ ①の配線用遮断器から非常コンセント設備までの配線は、則第12条第1項第4号ホによること。
- ④ 当該非常電源を共用する他の消防用設備等がないこと。

9 表示灯及び標識等

規則第31条の2第9号に規定する設置方法は、次によること。

- (1) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第2屋内消火栓設備10.(3).②に定める赤色の灯火に準ずること。
- (2) 灯火の回路の配線は次によること。
 - ① 第3非常電源によるほか、通電状態を監視するため前6.(4)配線用遮断器の一次側から分岐すること。
 - ② ①の分岐回路には保護用のヒューズを設けること。（第22-1図参照）
- (3) 表示灯回路を他の表示灯回路と兼ねる場合は次によること。
 - ① 屋内消火栓設備と兼用する場合は、第2屋内消火栓設備に定める赤色の灯火と兼用することができる。

この場合、通電表示灯を、前3.(1)のプラグ受けの近くに設けること。☞ i

（第22-1図参照）

なお、配線は配線用遮断器の一次側から分岐すること。☞ i

- ② 連結送水管と兼用する場合は、非常コンセントの表示灯の基準により設置すること。
- (4) 保護箱の表面又は直近に設ける標識は、第34標識によること。

10 消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓箱部分の扉と保護箱の扉は、別開きができるようにすること。

11 特例基準

非常コンセント設備の非常電源において、40号特定共同住宅にあっては、次の①～④の基準に適合することにより、令第32条を適用し、則第12条第1項第4号に規定する非常電源として取り扱うことができる。なお、法第17条の3の2及び第17条3の3に基づく届出は、非常電源専用受電設備に準じて行うものとする。

- ① 高圧受電設備又は配電盤等に非常コンセント設備専用の配線用遮断器を設け「非常コンセント」と表示するとともに、当該配線用遮断器には、容易に遮断できない措置を講じること。
- ② 高圧受電設備又は配電盤等及び一次側配線（引込みから高圧受電設備又は配電盤等までの配線）は10階未満の階に設けること。
- ③ ①の配線用遮断器から非常コンセント設備までの配線は、則第12条第1項第4号ホによること。
- ④ 当該非常電源を共用する他の消防用設備等がないこと。